

平成 29 年度組織改正について

平成 29 年度の組織改正については、松戸市後期基本計画の最終年次であります、第 6 次実施計画（平成 29 年度～平成 32 年度）がスタートすることに伴い、事務の明確化・円滑化を目指し下記のとおり改正いたします。

記

1 部及び課

(1) 新設及び廃止

なし

(2) 名称変更

道づくり課→道路建設課（街づくり課との混乱を解消）

2 担当室

(1) 新設

政策推進課 東京オリンピック・パラリンピック推進担当室

（東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応の強化等）

子ども家庭児童相談課 子どもの未来応援担当室

（子どもの貧困対策の強化）

下水道整備課 経営担当室

（公営企業化の準備に伴う）

(2) 廃止

下水道維持課 料金担当室

（経営担当室新設に伴う廃止）

問い合わせ先 総務部行政経営課
電話 ☎ 047-366-7311



下水道事業の組織体制の見直しについて

1. 下水道事業の組織体制の見直し

地方公営企業の経営環境が厳しさを増しつつある中で、住民生活に必要なサービスを安定的に継続するためには、自らの経営状況や資産状況を的確に把握し、そのうえで経営の健全化を図る必要があることから、平成 30 年度より地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行します。

このことから、下水道事業全体の業務の効率的な執行体制の構築を図るため、平成 29 年度より新体制に移行。下水道整備課及び下水道維持課の庶務担当者を集約し、下水道事業全体の庶務及び会計事務や例月出納検査等の新規業務に対応する経営班を設け、また、料金担当室を業務班に改め、これら 2 つの班を統合して経営担当室を新設します。

2. 地方公営企業法適用の背景

平成 27 年 1 月 27 日付で「公営企業会計の適用の推進について」総務大臣通知があり、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で集中取組期間とし、特に人口 3 万人以上の下水道事業についてはその必要性が高いことから、地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行するよう、正式に要請があったものです。

※地方公営企業法では、下水道事業への法適用について、現在のところ各団体の任意となっています。

※松戸市の法適用について

・適用範囲	財務規定等の一部適用
・移行期間	平成 27 年度～平成 29 年度
・法適用年度	平成 30 年度
・予算	125,000 千円 (3 年間の継続費)
	・固定資産調査及び評価等業務委託 102,000 千円 (H27 24,700 千円、H28 42,700 千円、H29 34,600 千円)
	・公営企業会計システム構築業務委託 23,000 千円 (H28 18,000 千円、H29 5,000 千円)



3. 地方公営企業法適用のメリット

- ①経営状況・資産状況の的確な把握が可能となる
貸借対照表、損益計算書の作成が可能となり、経営状況や資産状況を的確に把握することができる。
- ②適切なコスト計算が可能となる
法適用後は減価償却費等を含む適正なコスト計算が可能となります。
- ③消費税の節税効果
一般会計繰入金を地方債の償還元金に充てるのではなく減価償却費に充てた場合は特定収入とはならないため、消費税を節税することができる。
- ④アカウントビリティーの向上

4. 地方公営企業法適用の状況

総務省が調査した、平成 28 年 4 月 1 日時点における公営企業会計適用の取組状況によりますと、千葉県内では 6 団体（13.6%）がすでに「適用済」で、25 団体（56.8%）が「取組中」となっています。「適用済」及び「取組中」を合計しますと、31 団体（70.5%）となります。

- ・適用済：6 団体（44 団体中）13.6%
千葉県市（H4）、八千代市（H20）、柏市（H26）
佐倉市（H26）、酒々井町（H26）、流山市（H27）
- ・取組中：25 団体（44 団体中）56.8%
船橋市、市川市、習志野市、鎌ヶ谷市など

千葉県内の人口 3 万人以上の団体では、5 団体（31 団体中）16.1%がすでに「適用済」で、24 団体（31 団体中）77.4%が「取組中」となっています。「適用済」及び「取組中」を合計しますと、29 団体（93.5%）となります。

全国の 3 万人以上の団体では、「適用済」及び「取組中」を合計しますと、756 団体（814 団体中）92.9%、3 万人未満の団体を含む全団体では、「適用済」及び「取組中」を合計しますと、934 団体（1,643 団体中）56.8%となっています。

【問い合わせ先】

建設部下水道整備課 ☎047-366-7361